

第六条の二 政党は、それぞれ一の団体を当該政
党的政治資金団体になるべき団体として指定す
ることができる。政
2 政党は、前項の指定をしたときは、直ちにそ
の旨を総務大臣に届け出なければならない。そ
の指定を取り消したときも、同様とする。

第六条の三 政治団体は、その主たる事務所の所
在地又は主として活動を行う区域の異動によ
り、第六条第一項各号の区分に応じ、同項の規
定による届出を受けるべき都道府県の選挙管理
委員会又は総務大臣に異動が生じたときは、そ
の異動の日から七日以内に、当該異動が生じた
ことにより同項の規定による届出を受けるべき
都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に対
し、同項及び同条第二項の規定の例により届け
出なければならない。

第七条 政治団体は、第六条第一項（同条第五項
において準用する場合及び前条の規定によりそ
の例によることとされる場合を含む。次条及び
第七条の三において同じ。）の規定により届け
出た事項に異動があつたときは、第六条第五項
に規定する場合に該当する場合を除き、その異
動の日（第十九条の八第一項又は第二項の規定
による通知を受けた日）から七日以内に、その
議員関係政治団体に該当したとき又は当該国会
議員関係政治団体に該当しなくなつたときにつ
いては、第十九条の八第一項第二号に係る国会
第七条の三において同じ。）の規定により届け
出た事項に異動があつたときは、第六条第五項
に規定する場合に該当する場合を除き、その異
動の日（第十九条の八第一項第二号に係る国会
議員関係政治団体に該当したとき又は当該国会
議員関係政治団体に該当しなくなつたときにつ
いては、第十九条の八第一項又は第二項の規定
による通知を受けた日）から七日以内に、その
異動に係る事項を第六条第一項の規定の例によ
り届け出なければならない。同条第二項（同条
第五項において準用する場合及び前条の規定に
よりその例によることとされる場合を含む。）
の規定により政治団体が提出した綱領等の内容
に異動があつたときも、同様とする。

（政治団体の名称等の公表）

第七条の二 第六条第一項の規定による届出があ
つたときは、当該届出を受けた都道府県の選挙
管理委員会又は総務大臣は、その届出に係る政
治団体の名称、その代表者及び会計責任者の氏
名、当該政治団体の主たる事務所の所在地、当
該政治団体が政党又は政治資金団体であるとき
はその旨、当該政治団体が第十九条の七第一項
第一号に係る国會議員関係政治団体であるとき
はその旨及びその代表者である公職の候補者に
係る公職の種類並びに当該政治団体が同項第二

号に係る国会議員関係政治団体であるときはそ
の旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職
の候補者に係る公職の種類を、遅滞なく、都道
府県の公報又は官報への掲載、インターネット
の利用その他の適切な方法により公表しなけれ
ばならない。これらの事項につき前条第一項前
段の規定による届出があつたときも、同様とす
る。

（届出台帳の調製等）

第七条の三 第六条第一項の規定による届出を受
けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣
は、その届出に係る政治団体の台帳を調製し、
これを保管しなければならない。

（会計帳簿の備付け及び記載）

第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事
故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつ
ては、その職務を行なうべき者。第十五条を除
き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に
限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）
は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係
る次に掲げる事項を記載しなければならない。
（会計帳簿の備付け及び記載）

（会計帳簿の備付け及び記載）

</

チ 出資による権利 出資先並びに当該出資
先ごとの金額及び年月日

リ 貸付先ごとの残高が百万円を超える貸付
支払先並びに当該支払われた敷金の金額及
び年月日

ル 取得の価額が百万円を超える施設の利用
に関する権利種類及び対象となる施設の
名称並びに取得の価額及び年月日

ヲ 借入先ごとの残高が百万円を超える借入
金 借入先及び借入残高

3 政治団体の会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、同項第二号に規定する経費の支出について、総務省令で定めるところにより、領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写したものに限る。以下同じ。）（領収書等を複写し難い事情があったときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面）（第十九条の十一第一項において「領収書等を複写し難かつた支出の明細書」という。）又は当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。以下同じ。）を併せて提出しなければならない。

4 第一項の報告書の様式及び記載要領は、総務省令で定める。

第十三条 前条第一項の規定は、政治団体の会計責任者が同項の規定により報告すべき寄附以外の寄附について、同項の規定による報告書に同項の規定により報告すべき寄附に準じて記載することを妨げるものではない。政治資金バーティーの対価に係る収入についても、同様とす

(監査意見書の添付)

第十四条 政党又は政治資金団体の会計責任者

(監査意見書の添付)

第十四条 政党又は政治資金団体の会計責任者が、第十二条第一項の規定による報告書を提出するときは、あらかじめ、当該政党又は政治資金団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づいて設けられた会計監査を行うべき書類に対し、当該報告書に係る会計帳簿、明細書（第十条に規定する明細書をいふ。以下同じ。）及び領収書等についての監査意見を求め、当該監査意見を記載した書面を当該報告書に添付するものとする。

2 前項の書面の様式は、総務省令で定める。

(会計責任者の事務の引継ぎ)

第十五条 政治団体の会計責任者の更迭があつた場合においては、前任者は、退職の日から十五日以内に、その担任する事務を後任者に引き継がなければならない。

2 前項の場合において、前任者が引継ぎをし、又は後任者が引継ぎを受けることができないとときは、会計責任者の職務を行なう者において引継ぎをし、又は引継ぎを受けなければならぬ。会計責任者の職務を行なう者が事務の引継ぎを受けた後任者に引継ぎをすることができるようになつたときは、直ちにこれに引継ぎをしなければならない。

3 前二項の規定により引継ぎをする場合には、引継ぎをする者において引継ぎ書を作成し、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継ぎをしてしなければならない。

(会計帳簿等の保存)

第十六条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。）は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(解散の届出等)

2 政治団体の会計責任者は、第二十二条の第五条の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

第十七条 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたときは、その

代表者及び会計責任者であつた者は、その日から三十日以内に、その旨及び年月日を、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出るとともに、第十二条第一項の規定の例により、その日現在で、収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出しなければならない。

2 政治団体が第十二条第一項の規定による報告書をその提出期限までに提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年ににおいて同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるときは、第八条の規定の適用については、当該政治団体は、当該提出期限を経過した日以後は、第六条第一項の規定による届出をしていないものとみなす。

3 政治団体が第一項の規定により届出をしたときは、又は前項の規定に該当することとなつたときは、第六条第一項各号の区分に従い、当該都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、遅滞なく、その旨を都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

4 第十二条第二項から第四項まで、第十三条及び第十四条の規定は第一項の報告書について、第七条の二第二項の規定は前項の規定により都道府県の選挙管理委員会が公表を都道府県の公報への掲載により行つたときについて、それぞれ準用する。

(政治団体の支部)

第十八条 政治団体(政治資金団体を除く。)が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなしてこの章の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第六条第五項、第六条の二、第七条の二第三項、第十四条(前条第四項において準用する場合を含む。)及び次条の規定は、当該政治団体の支部については適用がないものとし、第九条第一項第一号リ中「その他の収入」とあるのは「その他の収入(寄附金並びにイ、ホ及びチの収入並びに第十八条第三項に規定する交付金以外の収入をいう。)」と、第十二条第一項第一号ヌ中「リの収入」とあるのは「リの収入並びに第十八条第四項に規定する交付金」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体の本部及び支部についての適用に関する

読替えその他必要な事項は、政令
において、政治団体の支部が第十一項に規定する政党の支部であると
該政治団体の支部は、第六条及び第六
七条の二までの規定の適用について
一の第十九条の七第一項第一号
議員関係政治団体みなす。
合において、政治団体の会計責任
第一項の規定による会計帳簿の記
は、当該政治団体の本部又は支部
た交付金に係る収入について、そ
部の名称及び主たる事務所の所在
交付金の金額及び年月日を併せて
ばならない。
合において、政治団体の会計責任
第一項又は前条第一項の規定に
記載をするときは、当該政治団体
は支部から供与された交付金に係
該政治団体の本部若しくは支部に
た交付金に係る支出について、そ
に掲げる事項を併せて記載しなけ
団体の本部又は支部に対しても供与
に係る収入については、その本部又
称及び主たる事務所の所在地並び
金の金額及び年月日
団体の本部又は支部に対しても供与
に係る支出については、その本部又
称及び主たる事務所の所在地
の規定による届出することが
場合においては、当該政治団体の
名称及び主たる事務所の所在地
定める項目の別並びに当該交付金
年月日
場合において、政治団体の本部は、
の支部が解散したときは、当該支
及び会計責任者であつた者に代わ
項目の規定による届出をすることが
場合においては、当該政治団体の
名称及び主たる事務所の所在地
の規定による届出をすることが
定める項目の別並びに当該交付金
を開催しようとする時から政治団
外の者が特定パートナーを開催す
政治団体以外の者が特定パートナーを開
込まる政治資金パートナーを開
は、当該政治団体以外の者は、当
支部の代表者及び会計責任者であ
ーイーについて、当該政治資
を開催しようとする時から政治団

者が前条第一項の規定により当該資金管理団体に対してする寄附をいう。(以下同じ。)について、政治団体の会計責任者として第九条第一項の規定による会計帳簿の記載をするときは、前条第一項の規定により通知された事項を併せて記載しなければならない。

(資金管理団体の報告書の記載等)

第十九条の五 資金管理団体(第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において資金管理団体であつたものを含む。次条において同じ。)の会計責任者は、特定寄附について、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書の記載をするときは、その総額を併せて記載しなければならない。

第一条の規定による報告書の記載をするときは、その総額を併せて記載しなければならない。

第十九条の二 資金管理団体(第十九条の七

第一項に規定する国会議員関係政治団体であるものを除く。)の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る第十二条第一項第一号に規定する国会議員関係政治団体に係る国会議員の候補者は、前条第一項第二号に係る国会議員の候補者があるときは、当該政治団体に対し、文書で、同号に係る国会議員関係政治団体に該当するため第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をする必要がある旨を、遅滞なく、通知するものとする。

前項の規定による通知をした者は、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなりたときは、当該政治団体に対し、文書で、前条第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなつたため第七条第一項の規定による届出をする必要がある旨を、遅滞なく、通知するものとする。

前二項の文書の様式は、総務省令で定める。

(国会議員関係政治団体に係る支出の手続)

第十九条の九 国会議員関係政治団体の会計責任者は又は国会議員関係政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該国会議員関係政治団体のために支出をした者に係る第十二条第一項の規定の適用については、同条第一項中「一件五万円以上の支出」とあるのは「すべての支出」と、同条第二項中「一件五万円以上の支出」とあるのは「支出」とする。

(国会議員関係政治団体の報告書の記載等)

第十九条の十 国会議員関係政治団体(第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において同じ。)の会計責任者が政治団体の会計責任者として行うときは、あらかじめ、当該報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領收書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明

細書について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人(以下この条及び次条において單に「登録政治資金監査人」という。)の政治資金監査を受けなければならない。

前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領收書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領收書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

五 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行なうべき者その他総務省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第一項の政治資金監査を行なうことができない。

六 第三項の政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人である公認会計士に係る公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第三十二条第二項(同法第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定による調査については、同法第三十三条の規定は適用しない。

(政治資金監査報告書の提出)

第十九条の十四 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書を提出するときは、前条第三項の規定により登録政治資金監査人による政治資金監査

書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明

細書について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人(以下この条及び次条において單に「登録政治資金監査人」という。)の政治資金監査を受けなければならない。

前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領收書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会

計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領收書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明

細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

五 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行なうべき者その他総務

省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第一項の政

治資金監査を行なうことができない。

六 第三項の政治資金監査報告書を作成した登

録政治資金監査人である公認会計士に係る公認会

会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第三十二

条第二項(同法第四十六条の十第二項において

準用する場合を含む。)又は第三項の規定によ

る調査については、同法第三十三条の規定は適用しない。

(政治資金監査報告書の提出)

第十九条の十五 国会議員関係政治団体の会計責

任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書を提出する

ときは、あらかじめ、当該報告書並びに当該報

告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領收

書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明

細書について、政治資金適正化委員会が行う政

治資金監査に関する研修を修了した登録政治

資金監査人(以下この条及び次条において單に「登録政治資金監査人」という。)の政治資金監

査を受けなければならない。

前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針

に基づき、次の各号に掲げる事項について行う

ものとする。

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領收書等を

徴し難かつた支出の明細書等及び振込明

細書が保存されていること。

二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に

係るその年における支出の状況が記載され

おり、かつ、当該国会議員関係政治団体の会

計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告

書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領收書

等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明

細書に基づいて支出の状況が表示されている

こと。

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、

会計帳簿に基づいて記載されていること。

五 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任

者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が

欠けた場合にその職務を行なうべき者その他総務

省令で定める者である登録政治資金監査人は、

当該国会議員関係政治団体について、第一項の政

治資金監査を行なうことができない。

六 第三項の政治資金監査報告書を作成した登

録政治資金監査人である公認会計士に係る公認会

会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第三十二

条第二項(同法第四十六条の十第二項において

準用する場合を含む。)又は第三項の規定によ

る調査については、同法第三十三条の規定は

適用しない。

(政治資金監査報告書の提出)

第十九条の十六 国会議員関係政治団体の会計責

任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書を提出する

ときは、あらかじめ、当該報告書並びに当該報

告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領收

書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明

細書について、政治資金適正化委員会が行う政

治資金監査に関する研修を修了した登録政治

資金監査人(以下この条及び次条において單に「登録政治資金監査人」という。)の政治資金監

査を受けなければならない。

前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針

に基づき、次の各号に掲げる事項について行う

ものとする。

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領收書等を

徴し難かつた支出の明細書等及び振込明

細書が保存されていること。

二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に

係るその年における支出の状況が記載され

おり、かつ、当該国会議員関係政治団体の会

計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告

書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領收書

等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明

細書に基づいて支出の状況が表示されている

こと。

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、

会計帳簿に基づいて記載されていること。

五 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任

者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が

欠けた場合にその職務を行なうべき者その他総務

省令で定める者である登録政治資金監査人は、

当該国会議員関係政治団体について、第一項の政

治資金監査を行なうことができない。

六 第三項の政治資金監査報告書を作成した登

録政治資金監査人である公認会計士に係る公認会

会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第三十二

条第二項(同法第四十六条の十第二項において

準用する場合を含む。)又は第三項の規定によ

る調査については、同法第三十三条の規定は

適用しない。

(政治資金監査報告書の提出)

第十九条の十七 この節において「国会議員関係政

治団体」とは、次に掲げる政治団体(政党及び

第五条第一項各号に掲げる団体を除く。)をい

う。

一 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候

補者が代表者である政治団体

する特定管轄裁判所に第十一項若しくは第十二項の決定（以下この条において「開示決定等」という。）の取消しを求める訴訟又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決の取消しを求める訴訟（次項における「少額領収書等開示訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかるわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の少額領収書等の写しに係る開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟で少額領収書等開示訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

（政治団体の支部に係るこの節の規定の適用）

第十九条の十七 政治団体（政党及び第五条第一項各号に掲げる団体を除く。）が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなして、この節の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。

第二節 登録政治資金監査人

（登録）

第十九条の十八 次の各号のいずれかに該当する者は、登録政治資金監査人名簿に、氏名、生年月日、住所その他総務省令で定める事項の登録を受けて、登録政治資金監査人となることができる。

- 一 弁護士
- 二 公認会計士
- 三 税理士

第一項の六又は第二十六条の七の罪を犯し刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなつた日から三年を経過しない者

二 第十九条の二十二第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

（登録政治資金監査人名簿）

第十九条の十九 登録政治資金監査人名簿は、政治資金適正化委員会に備える。

2 登録政治資金監査人名簿の登録は、政治資金適正化委員会が行う。

3 政治資金適正化委員会は、総務省令で定めるところにより、第一項の登録政治資金監査人名簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製することができる。（登録の手続）

第十九条の二十 第十九条の十八第一項の登録を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、同項に規定する事項を記載した登録申請書を、同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。

2 政治資金適正化委員会は、前項の規定による登録申請書の提出があつた場合において、申請者が第十九条の十八第一項各号のいずれかに該当する者（同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）であるときは、遅滞なく登録を行い、申請者が同条第一項各号のいずれにも該当しない者であるときは又は同条第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、登録を拒否しなければならない。

（登録及び登録の抹消の公告）

第十九条の二十一 登録政治資金監査人は、登録政治資金監査人名簿に登録したときは当該申請者に登録政治資金監査人証票を交付し、同項の規定により登録を拒否したときはその理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。（登録の取消し）

第十九条の二十二 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人の登録が抹消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、登録政治資金監査人証票を政治資金適正化委員会に返還しなければならない。（登録の細目）

第十九条の二十六 この節に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、登録政治資金監査人名簿、登録政治資金監査人証票その他登録に関する細目については、総務省令で定める。（登録政治資金監査人の研修）

第十九条の二十七 登録政治資金監査人は、総務省令で定めるところにより、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を受けるものとする。

2 政治資金適正化委員会は、前項の研修を修了した者について登録政治資金監査人名簿に当該請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したときは、その登録を取り消さなければならぬ。

3 政治資金適正化委員会は、第一項の研修を受ける登録政治資金監査人から実費の範囲内において政令で定める額の手数料を徴収することができる。（秘密保持義務）

第十九条の二十八 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人が次の各号のいずれかに該当するとき又は本人から登録の抹消の申請があつたときは、遅滞なく当該登録を抹消しなければならない。

（登録の抹消）

第十九条の二十三 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人が次の各号のいずれかに該当しなくなつたとき。

2 政治資金適正化委員会は、前項の規定により登録を取り消すときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

3 政治資金適正化委員会は、第一項の研修を受ける登録政治資金監査人から実費の範囲内において政令で定める額の手数料を徴収することができる。（秘密保持義務）

第十九条の二十九 総務省に、政治資金適正化委員会（以下この節において「委員会」という。）を置く、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録政治資金監査人の使用者その他の従業者は、これらの人であつた者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 政治資金適正化委員会の使用人その他の従業者は、これらの人であつた者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない。

（設置）

第三節 政治資金適正化委員会

第十九条の二十九 総務省に、政治資金適正化委員会（以下この節において「委員会」という。）を置く、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 政治資金適正化委員会は、前項第一号又は第二号に該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、政治資金適正化委員会にその旨を届け出なければならない。

3 前条第一項の規定により登録を取り消されたとき。

一 第十九条の十八第一項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。

二 第十九条の十八第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 前条第一項の規定により登録を取り消されたとき。

1 登録政治資金監査人が前項第一号又は第二号に該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、政治資金適正化委員会にその旨を届け出なければならない。

2 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人名簿に登録したときは当該申請者に登録政治資金監査人証票を交付し、同項の規定により登録を拒否したときは、その理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。（登録の細目）

第十九条の二十四 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人の登録をしたとき及びその登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨及び登録を抹消した場合にはその事由を、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第十九条の二十五 登録政治資金監査人の登録が抹消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、登録政治資金監査人証票を政治資金適正化委員会に返還しなければならない。（登録の細目）

第十九条の三十 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書の記載方法に係る基本的な方針を定めること。

二 登録政治資金監査人の登録に関する事務を行ふこと。

三 登録政治資金監査人に係る研修を行ふこと。

四 政治資金監査に関する具体的な指針を定めること。

五 登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこと。

六 第十九条の十六第五項に規定する権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合についての具体的な指針を定めること。

七 前各号に掲げるもののほか、法律又は法律に基づく命令に基づき委員会に属させられた事務

2 委員会は、必要があると認めるときは、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について、総務大臣に建議することができる。

(組織)

第十九条の三十一 委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第十九条の三十二 委員は、学識経験のある者の中から、国会の議決による指名に基づいて、総務大臣が任命する。

2 前項の指名に当たつては、同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上とならないよううにしなければならない。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、委員は、国会の閉会又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、新たに委員が、その後最初に召集された国会における指名に基づいて任命されるまでの間、なお在任するものとする。

5 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、国会の同意を得て、これを罷免することができる。

6 委員のうち同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上となつた場合においては、総務大臣は、くじで定める二人以外の委員を罷免するものとする。

7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第十九条の三十三 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて委員のうちからこれを定める。

2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。(会議)

第十九条の三十四 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

(資料の提出その他の協力)

第十九条の三十五 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び都道府県の選挙管理委員会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて政治資金に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十九条の三十六 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

(政令への委任)

第十九条の三十七 この節に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

(取支報告書の公表)

第二十条 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。この場合において、第十二条第一項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の十一月三十日までに公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、総務大臣にあつては、官報により、都道府県の選挙管理委員会については都道府県の公報により、これを行う。

3 都道府県の選挙管理委員会は、第一項の規定により同項の報告書の要旨を公表したときは、直ちにその写しを総務大臣に送付しなければならない。

4 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、

第一項の規定による公表の際、当該報告書の要旨が公表された日前は同法第九条第一項の決定を行わない。

5 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定については、同法第十条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは「政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があ

ことを要しない。この場合において、インターネットの利用その他の適切な方法による当該報告書の公表は、同項の規定による報告書の要旨の公表とみなす。(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第二十条の二 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書、第十二条第二項（第十七条第四項において準用する場合を除く。）の規定による書面並びに第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第一項の規定により報告書の要旨を公表した日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

第二十条の三 第十二条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書、第十四条第一項の規定による書面又は政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

2 何人も、前条第一項の規定による書面又は政令で定める。

3 都道府県は、第一項の規定の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行ふものとする。

第五章 寄附等に関する制限

第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。）、第三項並びに第二十二条の三第一項及び第二項において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百八条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。）、第三項並びに第二十二条の三第一項及び第二項において同じ。）、その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に對して、政治活動に關する寄附をしてはならない。

2 前項の規定は、政治団体がする寄附について

は、適用しない。

3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政党団体を除く。）に對して、政治活動に關する寄附（政党及び政治資金団体に對するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

4 第一項及び前項の規定の適用については、政

党的支部で、一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は公社選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一の政治団体とみなす。

（公職の候補者の政治活動に關する寄附の禁止）

2 前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。

第二十二条の二 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に關して寄附（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。）をしてはならない。

2 前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。

第二十二条の三 政党及び政治資金団体に對して、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

2 前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。

3 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に關して寄附（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。）をしてはならない。

つた日から六十日以内」とあるのは「政治資金規正法第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」とする。

（収支報告書等の保存及び閲覧等）

第二十条の二 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書、第十二条第二項（第十七条第四項において同じ）。の規定による書面並びに第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第一項の規定により報告書の要旨を公表した日から三年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会については都道府県の公報により、これを行う。

2 何人も、前条第一項の規定による書面又は政令で定める。

3 都道府県は、第一項の規定の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行ふものとする。

第五章 寄附等に関する制限

第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。）、第三項並びに第二十二条の三第一項及び第二項において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百八条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。）、第三項並びに第二十二条の三第一項において同じ。）、その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に對して、政治活動に關する寄附をしてはならない。

2 前項の規定は、政治団体がする寄附について

は、適用しない。

3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政党団体を除く。）に對して、政治活動に關する寄附（政党及び政治資金団体に對するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

4 第一項及び前項の規定の適用については、政

党的支部で、一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は公社選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一の政治団体とみなす。

（公職の候補者の政治活動に關する寄附の禁止）

2 前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。

3 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に關して寄附（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。）をしてはならない。

四 前号の以團体の体へ治

附るの団職又組労三 寄す体員は合働

附るの会二附るの個一
寄す社 寄す人

未満	満五万人	以上十万人	以上十万人
七百五十万円	千五百万円	三千万円	三千万円

組合員又は職員団体の構成員（次項において「組合員等」という。）の数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

未 満 十 億 円	未 満 十 億 円	以上 五 円	十 億 円	円 以 上	五 十 億
七 百 五 十 万 円			千 五 百 万 円		三 千 万 円

次の表の上欄に掲げる会社の資本
金の額又は出資の金額の区分に応
じ、それぞれ同表の下欄に掲げ
る額

二千四百

3 個人のする政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外の者に對してされるものは、各年中において、千万円を超えることができる。
4 第一項及び前項の規定は、特定寄附及び贈賄によつてする寄附については、適用しない。
5 第一項第二号に規定する資本金の額又は出資の金額、同項第三号に規定する組合員等の數及び同項第四号に規定する年間の経費の額の計算その他の同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。
(同一の者に対する寄附の制限)
第二十二条 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、五千万円を超えることができない。

2 資本金の額若しくは出資の金額が百億円以上の会社、組合員等の数が十五万人以上の労働組合若しくは職員団体又は前年における年間の経費の額が八千万円以上の前項第四号の団体については、同項第二号から第四号までに掲げる額は、三千万円に、それぞれ資本金の額若しくは出資の金額が五十億円を超える金額五十億円ごと、組合員等の数が十万人を超える数五万人ごと、又は前年における年間の経費の額が六千万円を超える金額二千万円ごとに五百萬円（その合計額が三千万円に達した後においては、三千万円）を加算した金額（その加算する金額の合計額が七千万円を超える場合には、七千万円を加算した金額）として、同項の規定を適用する。

円以上	六千円	三千万円
円未満	二千円	七百五十万円

附るの。除体
寄すくを

第二十二条の三 国から補助金、負担金、利子補
助金等の他の合計金（代金転記、調査又は支
給金等の他の合計金）

は第二項の規定のいずれかに違反してこれを書附を受けてはならない。

前項の規定は、資金管理団体の届出をした公職の候補者が当該資金管理団体に対してする寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。

2 個人のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の者に対しては、百五十万円を超えることができない。

第二十二条の四 三事業年度以上にわたり継続して、文部省の三つの文員として、いわゆる、百該

第四項において準用する場合を含む」の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

6 5
これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人
何人も第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

一 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人

(同一の者に対する寄附の制限)

3 個人のする政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外の者に対するものは、各年において、千万円を超えることができる。
4 第一項及び前項の規定は、特定寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。
5 第一項第二号に規定する資本金の額又は出資の金額、同項第三号に規定する組合員等の数及び同項第四号に規定する年間の経費の額の計算その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

2 資本金の額若しくは出資の金額が百億円以上の会社、組合員等の数が十五万人以上の労働者合若しくは職員団体又は前年における年間の経費の額が八千万円以上の前項第四号の団体については、同項第二号から第四号までに掲げる額は、三千万円に、それぞれ資本金の額若しくは出資の金額が五十億円を超える金額五十億円ごと、組合員等の数が十万人を超える数五万人ごと、又は前年における年間の経費の額が六千万円を超える金額二千万円ごとに五百萬円（その合計額が三千万円に達した後においては、三千万円）を加算した金額（その加算する金額の合計額が七千万円を超える場合には、七千万円を加算した金額）として、同項の規定を適用する。

円未満	二千萬円未満	六千万円以上	二千万円以上	六千万円以上
七百五十万円			千五百万円	三千万円

附るの。除体
寄すくを

第二十二条の三 国から補助金、負担金、利子補
合金等の金の合計額（代金料金、調査料金等を除く）

は第二項の規定のいずれかに違反してこれを書附を受けてはならない。

前項の規定は、資金管理団体の届出をした公職の候補者が当該資金管理団体に対してする寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。

2 個人のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の者に対しては、百五十万円を超えることができない。

第二十二条の四 三事業年度以上にわたり継続して、文部省の三つの文員として、いわゆる、百該

第四項において準用する場合を含む」の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

6 5
これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人
何人も第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

一 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人

の発行する株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取引所において上場されてから継続して上場されたり、かつ、上場される期間が五年に満たないものであつて、当該上場されている期間と、当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止されたり、かつ、上場された場合を廃止されるまで金融商品取引所において継続して上場されていた期間のうち最も短いものを合算した期間が五年以上であるものを含む。)がする寄附については、この限りでない。

前項本文に規定する者は、政治活動に関する寄附をすなはち書に規定するものである旨を、文書で、當該寄附を受ける者に通知しなければならない。

第二十二条の六 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。

前項及び第四項の規定(匿名寄附の禁止に係る部分に限る。)は、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対する寄附でその金額が千円以下のものについては、適用しない。

何人も、第一項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第一項の寄附に係る金銭又は物品の提供があつたときは、当該金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとし、その保管者は、政令で定めるところにより、速やかにこれを国庫に納付する手続をとらなければならない。

(政治資金団体に係る寄附の方法の制限)

第二十二条の六 何人も、政治資金団体の預金又は貯金の口座への振込みによることなく、政治資金団体に対して寄附をしてはならない。ただし、その金額が千円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。)による寄附については、この限りでない。

政治資金団体は、その寄附を受ける者の預金又は貯金の口座への振込みによることなく、政治活動に関する寄附をしてはならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

何人も、前二項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

4 第二十二条の八 政治資金バーイーを開催する者は、一の政治資金バーイーにつき、同一の者から、百五十万円を超えて、当該政治資金バーイーの対価の支払を受けはならない。

2 政治資金バーイーの対価の支払を受けようとする者は、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金バーイーの対価の支払である旨を書面により告知しなければならない。

4 第二十二条の六第一項及び第三項並びに前条の規定は、政治資金バーイーの対価の支払について準用する。この場合において、第二十二条第一項中「政治活動に関する寄附」とあるのは、「政治資金バーイーの対価の支払」であり、及び同条第三項中「寄附」とあるのは、「政治資金バーイーの対価の支払」と、前条第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは、「政治資金バーイーの対価の支払のあつせん」とあるのは、「当該対価の支払のあつせん」と、同条第二項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは、「政治資金バーイーの対価の支払のあつせん」と、「当該寄附」とあるのは、「当該対価として支払われる金銭等」と読み替えるものとする。

5 前条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第二十二条の九 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員で次に掲げるものは、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金バーイーに対する対価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金バーイーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与してはならない。

1 国家公務員法第二条第二項に規定する一般職に属する職員(顧問、参与その他の非常勤職員で政令で定めるものを除く。)

2 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)に規定する裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員(非常勤職員で最高裁判所の規則で定めるものを除く。)

3 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第一条に規定する国会職員(同法第二十四条の三に規定する国会職員及び両議院の議長が協議して定める非常勤職員を除く。)

4 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第五項に規定する隊員(同法第七十条第一項に規定する隊員(同法第七十一条第一項の規定による訓練募集命令により招集されている者以外の予備自衛官、同法第七十五条の五第一項の規定による訓練募集命令により招集されている者以外の即応予備自衛官及び同法第七十五条の十一第一項の規定による教育訓練募集命令により招集されている者以外の予備自衛官を除く。))

5 第二十二条の九の規定に違反して会計帳簿を備えず、又は同条、第十八条第三項若しくは第十九条の四の規定に違反して第九条第一項の会計帳簿に記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

6 地方公務員法(第三条第二項に規定する一般職に属する職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号に規定する職員で政令で定めるもの及び同法附則第五項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。))の規定に違反して、同項の規定に規定する管理者と読み替えるものとする。

5 第二十二条の九の規定に記載すべき文言については、総務省令で定める。

(政治活動に関する寄附又は政治資金バーイーの対価の支払への公務員の関与等の制限)

6 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第七条に規定する管理者は何人も、前項各号に掲げる國若しくは地方公團体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し、同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めてはならない。

2 第六章 賞罰則

2 第二十三条 政治団体が第八条の規定に違反して寄附を受け、又は支出をしたときは、当該政治団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者(会社、政治団体その他の団体(以下この章において「団体」という。)にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

1 第九条の規定に違反して会計帳簿を備えず、又は同条、第十八条第三項若しくは第十九条の四の規定に違反して明細書の提出をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者は、五年以下の拘禁刑又は一百五十万円を超えて、当該政治資金バーイーの対価の支払である旨を書面により告知しなければならない。

2 第十条の規定に違反して明細書の提出をせず、又はこれに虚偽の記入をした者は、五年以下の拘禁刑又は一百五十万円を超えて、当該政治資金バーイーの対価の支払をしてはならない。

3 第十一条の規定に違反して領収書等を微せず、若しくはこれを送付せず、又はこれに虚偽の記入をした者は、五年以下の拘禁刑又は一百五十万円を超えて、当該政治資金バーイーの対価の支払をしてはならない。

4 第十六条第一項(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して会計帳簿、明細書、領収書等、領收書等を徴し難かつた支出の明細書等の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

5 第十六条第一項(第十九条の十一第二項の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領收書等、領收書等を徴し難かつた支出の明細書等又は振込明細書を保存しない者)

6 第十五条の規定による引継ぎをしない者

七 第三十二条の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同条の規定による命令に違反して同条の報告書等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条又は第十七条の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかつた者

二 第十二条、第十七条、第十八条第四項又は第十九条の五の規定に違反して第十二条第一項若しくは第十七条第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に記載すべき事項の記載をしなかつた者

三 第十二条第一項若しくは第十七条第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に虚偽の記入をした者

二 前項の場合(第十七条の規定に係る違反の場合を除く)において、政治団体の代表者が当該政治団体の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠つたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項、第二十二条の二の第一項、第二十二条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附をした者

二 第二十一条第三項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者

三 第十二条の二の規定に違反して寄附を受けた者

第二十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の三第一項又は第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む)の規定に違反して寄附をした会社その他の法人の役職員として当該違反行為をした者

二 第二十二条の三第五項の規定に違反して寄附することを勧誘し、又は要求した者(団体にすることを勧誘し、又は要求した者)

三 第二十二条の三第六項、第二十二条の五第五項又は第二十二条の六第三項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

四 第二十二条の六第一項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

五 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の六第一項の規定に違反して対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

六 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の六第三項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

第二十六条の三 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附を受けた会社の役職員として当該違反行為をした者

二 第二十二条の四第二項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

三 第二十二条の八第一項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

四 第二十二条の八第二項の規定に違反して告知をしなかつた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

五 第二十二条の八第三項の規定に違反して対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

第二十六条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の七第一項の規定に違反して寄附のあつせんに係る行為をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第一項の規定に違反して対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

三 第二十二条の九第一項の規定に違反して政治活動に関する寄附を求める、若しくは受け取る、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金バー(バー)ティーに對価を支払つて参加することを求める、若しくは政治資金バー(バー)ティーの對価の支払を受けた者は、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与した者

四 第二十二条の九第二項の規定に違反して同一条第一項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為を行つて支払われる金銭等を集めめた者)

第一二六条の五 次の各号の一に該当する者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の七第二項の規定に違反して寄せ集めた者

二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第二項の規定に違反して対価をして支払われる金銭等を集めた者

第二十六条の六 第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書に虚偽の記載をした者は、三十円以下の罰金に処する。

第二十七条の七 第十九条の二十八又は第十九条の三十二第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条の二及び第二十六条の四の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができます

重大な過失により、第二十四条及び第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条の二及び第二十六条の四の罪を犯した者も、これを处罚するものとする。ただし、裁判所は、情状により、その刑を減輕することができる。

第二十八条 第二十三条から第二十六条の五まで及び前条第二項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、そ

2	第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二、第二十六条の四及び前条第二項の罪を犯し拘禁刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終まるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。	2	第二十三条、第二十六条、第二十六条の二、第二十六条の四及び前条第二項の罪を犯し拘禁刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終まるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。											
3	裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に對し同項の五年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。	3	裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に對し同項の五年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。											
4	公職選挙法第十一条第三項の規定は、前三項の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じ、又はその事由がなくなつたときにについて準用する。この場合において、同条第三項中「第一項又は第二百五十二条」とあるのは、「政治資金規正法第二十八条」と読み替えるものとする。	4	公職選挙法第十一条第三項の規定は、前三項の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じ、又はその事由がなくなつたときにについて準用する。この場合において、同条第三項中「第一項又は第二百五十二条」とあるのは、「政治資金規正法第二十八条」と読み替えるものとする。											
第五条の三	第二十二条、第二十六条第三号、第二十六条の二第三号、第二十六条の三第三号及び第二十六条の四第三号の規定の違反行為により受けた寄附に係る財産上の利益(第二十二条の六第四項に規定する寄附に係る金銭又は物品を除く。)は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。	第五条の三	第二十二条、第二十六条第三号、第二十六条の二第三号、第二十六条の三第三号及び第二十六条の四第三号の規定の違反行為により受けた寄附に係る財産上の利益(第二十二条の六第四項に規定する寄附に係る金銭又は物品を除く。)は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。											
第二十八条の三	団体の役職員又は構成員が、第二十三条及び第二十六条の五までの規定の違反行為をしてきたときは、その行為者を罰するほか、その団体に対し当該各条の罰金刑を科する。	第二十八条の三	団体の役職員又は構成員が、第二十三条及び第二十六条の五までの規定の違反行為をしてきたときは、その行為者を罰するほか、その団体に対し当該各条の罰金刑を科する。											
2	前項の規定により第二十三条の違反行為につき団体に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。	2	前項の規定により第二十三条の違反行為につき団体に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。											

3 法人でない団体について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七章 捕則

(報告書の真実性の確保のための措置)

第二十九条 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書を提出する者は、これらにそれぞれ真実の記載がされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。

第三十条 削除

(監督上の措置)

第三十一条 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、この法律の規定により提出された届出書類、報告書若しくはこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面(以下この条において「報告書等」という。)に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該報告書等を提出した者に対し、説明を求め、又は当該報告書等の訂正を命ずることができる。

(政治資金の規正に関する事務に係る国庫の負担)

第三十二条 次の各号に掲げる経費は、国庫の負担とする。

一 第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に要する費用

二 第二十条の規定による公表に要する費用
三 第二十条の二第一項の規定による報告書、書面(第十二条第二項の規定によるものに限る)及び政治資金監査報告書の保存に要する費用

四 第二十条の二第二項の規定による報告書の閲覧の施設のために要する費用

(電子情報処理組織を使用する方法により行う届出等の特例)

第三十二条の二 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第二項、第六条の三、第七条第一項、第十二条第一項若しくは第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項、第十八条第五項、第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第十九条の十四又は第二十九条の規定(以下この条において「届出等関係規定」という。)による届出、提出又は添付

のうち総務大臣に対するものは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第

一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、届出等

関係規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会を経て行うことを要しない。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情

報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第三十二条の三 第十六条(第十九条の十一第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第十九条の三第二項の規定により保

存すべき書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に

関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(課税の特例)

第三十二条の四 個人が政治活動に関する寄附をした場合において、当該寄附についてこの法律又は公職選挙法の規定による報告がされたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人に対する所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務の区分)

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第六条第一項(同条第五項において準用す

る場合を含む。)、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項(第十七条第一項及び第三項の規定による場合を含む。)、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第五項、第十九条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十六条、第二十条第一項及び第三項、第二十二条の二、第二十二条の六第五項(第二十二条の六の二、第二第五項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務

二 第十八条第一項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項(第十八条第一項において準用する

場合を含む。)、第七条の三第一項、第十二条第一項、

第三十二条の二 第二項及び第三項、第十九条の二第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十六条、第二十条第一項及び第三項、第二十二条の二、第二十二条の六第五項(第二十二条の六の二、第二第五項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により都道府

県が処理することとされている事務

二 第十八条第一項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項(第十八条第一項において準用する

場合を含む。)、第七条の三第一項、第十二条第一項、

第一項並びに第十七条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務

三 第十八条の二第一項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項及び第十七条第一項、第六条の三第一項、第十二条第一項及び第十七条第一項、第六条の三第一項、第六条の三第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)及び第十九条の三第二項の規定により市町村が処理することとされている事務

四 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

五 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

六 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

七 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

八 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

九 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

十 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

十一 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

十二 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

十三 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

十四 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

十五 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

十六 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

十七 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

十八 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

十九 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

二十 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

二十一 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

二十二 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

二十三 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

二十四 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

二十五 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

二十六 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

二十七 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

二十八 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

二十九 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

三十 第十八条第一項において適用する第六条第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

附則 (昭和二五年四月一五日法律第一〇一号) この法律は、公職選挙法施行の日から施行する。

附則 (昭和二七年七月三一日法律第二〇七号) この法律は、自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)施行の日から施行する。

附則 (昭和二七年七月一日法律第二〇七号) この法律施行の際国民審査管理委員会又は全国選挙管理委員会が保存している審査録又は選挙録は、中央選挙管理会において引き継ぎ保存するものとする。

附則 (昭和二七年八月一六日法律第三〇七号) この法律は、昭和二十七年九月一日から施行する。但し、衆議院議員の選挙に関する場合は、次の総選挙から施行する。

附則 (昭和二九年九月一日法律第三〇七号) この法律施行の際現に存する政党、協会その他の団体及びその支部で第三条の規定に該当するものは、この法律施行の日から三十二日以内に、第六条又はこれを準用する第十八条の規定による届出をしなければならない。

附則 (昭和二九年九月一日法律第三〇七号) この法律施行の際現に存する政党、協会その他の団体及びその支部の寄附又は支出でのこの法律施行の日から同項の届出までの前項の期間内に届出をしたときは、当該政党、協会その他の団体及びその支部の寄附又は支出でのこの法律施行の日から同項の届出までの間になされたものは、これを第八条又はこれを準用する第十八条の規定による届出後なされたものとみなす。

附則 (昭和二九年九月一日法律第三〇七号) この法律施行の際現に存する政党、協会その他の団体及びその支部の寄附又は支出でのこの法律施行の日から同項の届出までの間になされたものは、これを第八条又はこれを準用する第十八条の規定による届出後なされたものとみなす。

附則 (昭和三〇年一月二八日法律第一〇七号) この法律は、昭和三十年三月一日から施行する。但し、衆議院議員の選挙に関する場合は、昭和二九年九月一日現在既に從前の公職選挙法の規定によりその選挙の期日を公示又は告示してある選挙に関する場合は、なお從前の例による。但し、改正後の公職選挙法第二百九条の二の規定の適用を妨げない。

附則 (昭和三〇年一月二八日法律第一〇七号) この法律は、昭和三〇年三月一日から施行する。

してこの法律の適用後にした行為については、この法律による改正前の公職選挙法第六章（これを準用する場合を含む。）及び政治資金規正法第六章の規定の例による。

附 則（昭和五〇年七月一五日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十一年一月一日から施行する。（政治団体の届出に関する経過措置）

第二条 改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）第六条第一項（旧法第十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出をした政党、協会その他の団体で改正後の政治資金規正法（以下「新法」という。）第三条第一項の規定による届出をしなければならない。（新法第五条第一項の規定により当該政治団体とみなされる団体を含む。次項において同じ。）に該当するものは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から二月以内に、新法第六条の規定による届出をしなければならない。

第三条 次に掲げる報告書の提出については、なお従前の例による。

一 施行日前に係る旧法第十二条第一項（旧法第十八条において準用する場合を含む。）の規定による報告書

二 施行日前に行われた選舉に関する報告書

三 施行日前に旧法第十七条第一項（旧法第十八条において準用する場合を含む。）に規定する事由が生じた場合における報告書

2

規定期間に提出された旧法第二十条第一項に規定する報告書又は前項の規定によりその提出

なお、この法律による改正前の公職選挙法第六章（これを準用する場合を含む。）及び政治資金規正法第六章の規定の例による。

附 則（昭和五〇年七月一五日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十一年一月一日から施行する。（政治団体の届出に関する経過措置）

第二条 改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）第六条第一項（旧法第十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出をした政党、協会その他の団体で改正後の政治資金規正法（以下「新法」という。）第三条第一項の規定による届出をしなければならない。（新法第五条第一項の規定により当該政治団体とみなされる団体を含む。次項において同じ。）に該当するものは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から二月以内に、新法第六条の規定による届出をしなければならない。

第三条 新法第三章の規定並びに新法第二十二条第三項及び第二十二条の二第二項の規定（政治団体がする寄附及び個人が遺贈によつてする寄附に係る部分を除く。）は、新法第十九条第一項に規定する特定公職の候補者が施行日前に受けた寄附（新法第十九条の三第一項に規定する特定公職の候補者に対する寄附に相当するものをいう。）に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を新法第十九条第二項に規定する指

用する場合を含む。）に規定する会計帳簿、明細書及び支出を証すべき書面（前条第一項の規定によりその提出につき従前の例によることとする同項第一号及び第二号に掲げる報告書に係るものを含む。）の保存については、なお従前の例による。

第四条 旧法第十六条（旧法第十八条において準用する場合を含む。）に規定する報告書及び施行日前に規定する報告書の保存及び閲覧については、旧法第二十一条の規定の例によ

る。

第五条 新法第二十二条の三の規定は、施行日前に行われた同条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する給付金の交付の決定については、適用しない。（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置の決定については、適用しない。

第七条 施行日前にした行為及び附則第三条第一項、第四条第一項又は第十一条第一項の規定により従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

附 則（昭和五五年一二月八日法律第一〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。（報告書の提出に係る事項等に関する経過措置）

第二条 改正後の政治資金規正法（以下「新法」という。）第十二条第一項（新法第十七条第一項の規定による報告書の提出に係る事項等に関する経過措置）

2

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五六年四月一日から施行する。（報告書の提出に係る事項等に関する経過措置）

第二条 改正後の政治資金規正法（以下「新法」という。）第十二条第一項（新法第十七条第一項の規定による報告書の提出に係る事項等に関する経過措置）

第三条 新法第八条の二の規定は、施行日以後に新たに運用に供される政治団体の有する金銭等及び公職の候補者が受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等の運用について適用する。

第四条 新法第九条第一項第三号の規定は、施行日以後に新たに運用に供される政治団体の有する金銭等の運用について適用する。

第五条 新法第十二条第一項（新法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合における新法第十二条第一項の規定による報告書の提出に係る事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

附 則（昭和五七年八月二十四日法律第八一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

第三条 新法第三章の規定並びに新法第二十二条第三項及び第二十二条の二第二項の規定（政治団体がする寄附及び個人が遺贈によつてする寄附に係る部分を除く。）は、新法第十九条第一項に規定する特定公職の候補者が施行日前に受けた寄附（新法第十九条の三第一項に規定する特定公職の候補者に対する寄附に相当するものをいう。）に係る金銭等の全部又は一部に相当するものとされるこの法律による改正前の公職選挙法第八十六条の規定により候補者として届出をし、又は推薦届出をされた者（当該候補者となるうとする者及び同法第三条に規定する公職にある者を含む。）は、この法律による改正後の政治資金規正法第三条第四項に規定する公職の候補者に含まれるものとする。

附 則（平成四年二月一六日法律第九号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成五年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第七条から第十二条までの規定は、同年四月一日から施行する。（第一条の規定による改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の政治資金規正法（以下附則第六条までにおいて「新法」という。）第四条第一項の規定は、第一条の規定による改正に伴う経過措置

前年以前の年に係る第一条の規定による改正前は、施行日以後に新たに運用に供される保有金法」という。第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、な
お従前の例による。

第六条 新法第十九条の六第一項第四号の規定は、施行日以後に新たに運用に供される保有金に相当する金銭等の運用について適用する。
(第二条の規定による改正に伴う経過措置)

第七条 第二条の規定による改正後の政治資金規正法(以下附則第十二条までにおいて「新法」という)第九条第一項第一号の規定は、第二条の規定の施行の日(以下附則第十二条までにおいて「施行日」という)以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で施行日以後に收受されるものについて適用する。
新法第九条第一項第一号トの規定は、施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんをされたもので施行日以後に集められる対価として支払われる金銭等について適用する。

第八条 新法第十条第三項の規定は、施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんをされたもので施行日以後に集められる対価として支払われる金銭等について適用する。

第九条 新法第十二条第一項第一号チ(新法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定は、施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんをされたもので施行日以後に集められる対価として支払われる金銭等について適用する。

2 新法第十二条第一項第一号チ(新法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定は、施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんをされたもので施行日以後に集められる対価として支払われる金銭等について適用する。

3 新法第十二条第三項の規定は、施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で施行日以後に收受されるものについて適用する。

れる政治資金バークレー（第一条の規定の施行の際現在に特定バークレーとなつてゐるもの）を含む。（以下この条において同じ。）を開催する政治団体以外の者について適用する。この場合において、第二条の規定の施行の際現在に施行日以後に特定バークレーになると見込まれる政治資金バークレーを開催しようとしている政治団体以外の者に係る同項の規定の適用については、同項中「当該政治資金バークレーを開催しようとする時」とあるのは、「政治資金規正法の一部を改正する法律（平成四年法律第九十九号）第二条の規定の施行の日」とする。

第十二条 新法第二十二条の八第一項から第三項までの規定は、施行日以後に開催される政治資金バークレーの対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんをされたもので施行日以後に集められる対価として支払われる金額等について適用する。
(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
(詰問等がされた不利益処分に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきこととの詰問その他の求めがされた場合においては、当該詰問その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改

正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

抄 附 則 (平成六年一月四日法律第四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第一号)の施行日の属する年の翌年の一月一日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定、同条第三項及び第四項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第六条の改正規定、第七条の改正規定(「を含む」を「及び前条の規定によりその例によることとされる場合を含む」に改める部分を除く)、第七条の二第一項の改正規定、第十八条の改正規定(第六条第四項)を「第六条第五項」に改める部分に限る)並びに第十八条の二の改正規定(第六条第四項)を「第六条第五項」に改める部分、「同条第三項」を「同条第四項」に改める部分及び「前二項」と、第七条を「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七条第一項に改める部分(第六条の三に係る部分を除く)に限る)並びに次条及び附則第三条の規定は、同法の施行の日から施行する。

(政党の定義に関する経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日(次条において「一部施行日」という)から公職選挙法の一部を改正する法律による改正後の公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)の施行の日以後初めてその選挙の期日を公示される衆議院議員の総選挙のすべての当選人について同法第二百一条第二項又は第一百一条の二第二項の規定による告示がされる日の前日までの間に限

り、この法律による改正前の政治資金規正法（以下「新法」という。）第三条第二項第二号の規定の適用については、同号中「衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙」とあるのは、「衆議院議員の総選挙」とする。

（政党の届出に関する経過措置）

第三条 この法律による改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）第三条第一項の政治団体で同条第二項の政党である旨を旧法第六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により届け出たもの（以下この条において「旧政党」という。）のうち、一部施行日において新法第三条第二項の政党に該当するものは、一部施行日から七日以内に、新法第六条の規定による届出をしなければならない。この場合において、一部施行日から当該届出がされるまでの間は、同条の規定による届出がされていたものとみなす。

3 一部施行日において現に存する政治団体（旧政党を除く。）で新法第三条第二項の政党に該当するものは、一部施行日から七日以内に、新法第六条の規定による届出をしなければならない。

（報告書の提出等に関する経過措置）

第四条 新法第十二条第一項第一号（新法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合及び新法第十八条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年以後の期間に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載（新法第十九条の五の規定による記載を含む。）及び提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の期間に係る旧法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第七十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載（旧法第十九条の五の規定による記載を含む。）及び提出については、なお従前の例による。

分等に關して当該土地に係る建物の所有権の取得が制限される期間があるときは、一
年に当該期間を加えた期間以内とする。」
に取得する当該土地（当該土地について次号に規定する換地処分等があつたときは、
当該換地処分等により取得した土地を含む。）上の建物の所有権口
資金管理団体が一部施行日以後に第一号又は前号に掲げる建物の所有権を保有して
おり又は取得した場合（当該建物の所有権を引き続き保有するために当該建物の敷地
を使用する権原を新たに取得することが必要な事情があるときに限る。）において、
一部施行日又は当該建物の所有権の取得の日から一年以内に取得する当該建物の敷地
の借地権（当該借地権の取得が困難な事情があるときは、当該敷地の所有権を含む。）
が、前号に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権に代えて、一部施行日以後に換地処分
等（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）その他の法律による土地区画整理事業等の事業における換地処分その他の従前の土地若しくは建物の所有権又は借地権を含む。）に代えて、一部施行日以後に換地処分等（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）その他の法律による土地区画整理事業等の事業における換地処分その他の従前の土地若しくは建物の所有権又は借地権に代えて、他の土地若しくは建物の所有権又は借地権を取得させる手続をいう。）により取得する土地若しくは建物の所有権又は借地権
資金管理団体（新法第十二条第一項の規定により報告書に記載すべき資産等があつた年の十二月三十一日又は解散し、若しくは目的の変更その他により政治団体でなくなつた日において資金管理団体であつたものを含む。）の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う、一部施行日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出に係る新法第十二条第一項第三号の規定の適用については、同号及びハ中「所定及び面積」とあるのは「所在、面積及び利用の現況（当該資金管理団体の事務所の用に供している場合にあつてはその旨、当該資金管理団体の事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該土地を現に使用している者のごとの用途）使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに

使用の対価の価額をいう。」と、同号口中「在及び床面積」とあるのは「所在、床面積及び利用の現況（当該資本管理団体の事務所の用に供している場合にあつてはその旨、当該資本管理団体の事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資本管理団体及びその代表者の関係並びに使用の対価の価額をいう。）」とする。

第三条 新法第十九条の五の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年以後の年に係る新法第十一条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条の規定による報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係るこの法律による改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条の規定による報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

前項の規定によりなお従前の例によることとする場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成一九年一二月二八日法律第
一三五号）抄

使用的対価の価額をいう。」と、同号口中「在及び床面積」とあるのは「所在、床面積及び利用の現況（当該資金管理団体の事務所の用に供している場合にあつてはその旨、当該資金管理団体の事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額をいう。）」とする。

第三条 新法第十九条の五の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年以後の年に係る新法第十一条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係るこの法律による改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお從前の例による。

2 前項の規定によりなお從前の例によることとする罰則の適用については、なお從前の例によることとする。

第三条 新法第十九条の八第一項及び第二項の規定は、附則第一条第二号に定める日から平成二十一年十二月三十一日までの間における新法第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体（同条第一項の規定により同条第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされるものを含む。）による新法第六条第一項及び第七条第一項の規定の適用については、これらの規定中「七日以内」とあるのは、「平成二十年十二月三十日まで」とする。

（領収書等の写しに関する経過措置）

第四条 新法第十二条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年以後の年に係る同条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書に併せて提出すべき領収書等の写しについて適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前にこの法律による改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書に併せて提出すべき領収書等の写しについては、旧法の規定の例による。（国会議員関係政治団体に係る領収書等の徵収に関する経過措置）

第五条 新法第十九条の九において読み替えて適用する第十二条及び第十九条の十一の規定は、平成二十一年一月一日（以下「適用日」という。）以後の支出について適用し、適用日前の支出については、旧法の規定の例による。（国会議員関係政治団体に係る報告書の記載及び提出に関する経過措置）

第六条 新法第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項及び第十七条第一項、第十九条の十三並びに第十九条の十四の規定は、適用日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び適用日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載及び提出について適用する。

適用日の属する年の前年以前の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書並びに施行

（国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する経過措置）

第七条 新法第十九条の十六の規定は、適用日の属する年以後の年に係る同条第一項に規定する少額領収書等の写しの開示について適用する。（収支報告書の要旨の公表に関する経過措置）

第八条 新法第二十条第一項の規定は、適用日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書の要旨の公表について適用し、適用日の属する年の前年以前の年に係る同項の規定による報告書の要旨の公表については、旧法の規定の例による。（収支報告書等の写しの交付等に関する経過措置）

第九条 新法第二十条の二第二項（写しの交付に関する部分に限る。）及び第三項並びに第三十二条の三（この法律による改正に係る部分に限る。）の規定は、適用日の前日までの間は、適用しない。（電子情報処理組織の使用に関する経過措置）

第十条 新法第十九条の十五及び第三十二条の二の規定は、平成二十一年十二月三十一日までの間は、適用しない。（罰則に関する経過措置）

第十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに附則第四条、第五条及び第六条第二項の規定により旧法の規定の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。（政令への委任）

（検討）

第十八条 新法の規定については、国会議員関係政治団体に係る収支報告等の特例制度の実施後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、収支報告等の特例制度の対象となる政治団体の範囲の拡大等について検討が加えられ、そ

